住宅宿泊事業に係る消防法令適合通知書交付申請の手引き

射水市消防本部防災課

富山県内で住宅宿泊事業の届出を行う場合は、添付書類として「消防法令適合通知書」が必要となります。「消防法令適合通知書」は所轄の消防(署)長宛てに交付申請を行い、施設が消防法令に適合していることが確認された後に交付されます。

交付申請にあたっては、次の各項目をご確認いただき、事前に所轄消防署(予防担当) にご相談ください。

- 1 消防法令適合通知書交付申請の流れは、次のとおりです。
 - ○事前相談(消防法令適合の事前確認)
 - 〇適合通知書交付申請(検査日調整)
 - ○書類審査
 - ▼ ○立入検査(立会いが必要)
 - → ○適合通知書交付決定
 - ○適合通知書交付

2 施設の消防法令適合について

富山県内において、住宅宿泊事業に係る施設の消防法令上の用途は、消防法施行令 (以下「令」という。)別表第1(5)項イ「旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類 するもの」または、令別表第1(16)項「複合用途防火対象物」、令別表第1(5) 項口「共同住宅」など、これらのほか「住宅・長屋」に分類されます。

※各用途判定のフローチャート参照

上記の用途に分類した後、建物の状況により必要な住宅用防災機器・消防用設備等の設置、防炎物品の使用及び防火管理者の選任等が義務付けられますので、事前に所轄消防署(予防担当)にご相談ください。

※住宅用防災機器とは、火災により発生する煙又は熱をいち早く感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器で、住宅用防災警報器や住宅用防災報知設備があります。

この手引きでは、皆さんがよく耳にする「住宅用火災警報器」のことを指します。

事前相談は、可能な限り、予定地、建物全体の図面、施設の詳細図面等、 施設の具体的な内容が分かる資料をご準備ください。(具体的な面積や構造等が 分からない場合、必要となる消防用設備等について判断できない場合があります。)

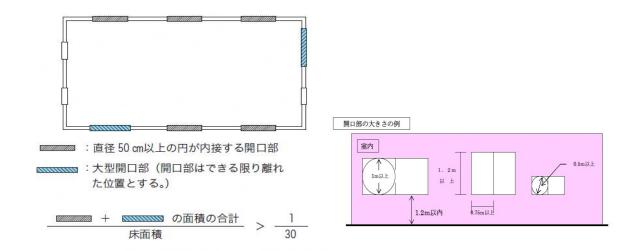
3 消防法令適合の事前確認について

申請に基づき、消防署員が審査及び検査を行います。審査及び検査にかかる項目について消防法令適合チェックリスト(防火管理体制確認チェックリスト、消防用設備等確認チェックリスト含む。)に取りまとめています。審査及び検査をスムーズに行うため、申請又は検査に先立ち、施設の消防法令適合状況を申請者様において、チェックリストを参考に、事前に確認してください。防火管理体制については建物所有者や管理組合等に確認が必要となる場合があります。

- (1) チェックリスト(防火管理体制確認チェックリスト、消防用設備等確認チェックリスト含む。)の各項目で不明な事項については、事前相談時に所轄消防署(予防担当)から説明を受けてください。
- (2) 防火管理者の届出等、消防用設備等の設置については、事前の措置が必要となりますので、検査時までに必要な措置を講じてください。
- (3) 消防法では、避難上の有効開口、消火活動上の有効開口がない階を「無窓階」と呼びます。「無窓階」と判定された場合は、階ごとに消防用設備等の規制が厳しくなります。(消防法施行規則第5条の2)

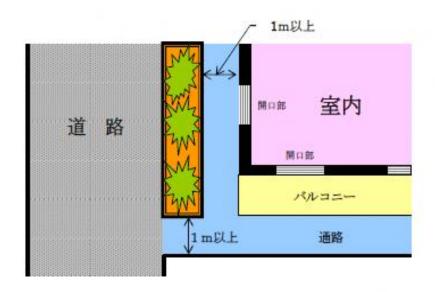
【有効な開口部の要件と無窓階判定】

- ア 直径1m以上の円が内接することができる開口部又は幅0.75m以上・高さ1.2m 以上の開口部が2ヵ所以上であること。(10階以下の階)
- イ 直径0.5m以上の円が内接することができる開口部であること。
- ウ 床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内であること。
- エ 開口部は、道路又は道路に通ずる幅員1m以上の通路に面していること。 (10階以下の階)
- オ 開口部には、内部から容易に避難できる構造であり、かつ、外部から容易に開 放し又は容易に破壊することにより進入できる構造であること。
- カ 開口部は、開口のため常時良好な状態で維持されているものであること。
- キ 上記の有効な開口部の面積の合計が、当該階の床面積の 1/30以上あること。
- ※ ガラスの厚みやフィルム等によって、有効な開口部としてみなされない場合も ありますので、所轄消防署(予防担当)に確認してください。

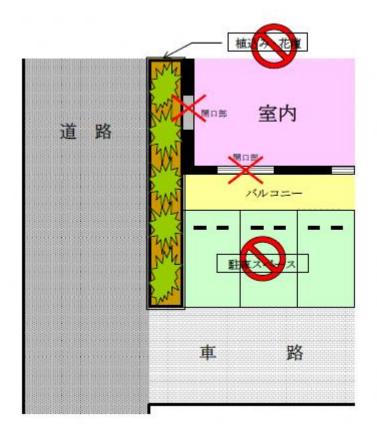


【道路又は道路に通ずる幅員1m以上の通路について】

① 開口部(開口部の前面にバルコニーがある場合は、バルコニー)は、道又は道に 通ずる1m以上の通路に面すること。(下図参照)



② 通路は、消防活動上・避難上支障のないもの(アスファルト舗装、砂利敷、芝生など)をいい、植込み・花壇、駐車スペース等は有効な開口部に該当しません。(下図参照)



- 4 消防法令適合通知書交付申請書について 交付申請は次の書類を添付して申請してください。
 - (1) 住宅宿泊事業の届出の写し(これから申請しようとする届出書の写し)
 - (2) 当該届出にかかる建物の建築図面の写し
 - (3) 完成検査済証の写し(建築、消防用設備等、危険物)
 - (4) 防火対象物使用開始届出(※事前相談等で明らかに用途が住宅・長屋と判定されたものは除く。(以下(5)(6)(7)において同じ。)
 - ア 付近見取図、敷地配置図
 - イ 建物の延べ面積が確認できる面積表
 - ウ 届出住宅が存する階と避難経路に係る平面図、内装仕上表、立面図
 - エ 建具キープラン・建具表(消防法上の無窓階の判定ができる図面)
 - オ 住宅用火災警報器・消防用設備等の設置が確認できる図面
 - 力 火気使用設備・器具等配置図
 - キ その他(施設・建物の状況により必要になる場合があります)
 - (5) 消防用設備等を設置及び変更する場合
 - ア 工事整備対象設備等着工届出(着工届出が対象となる設備)
 - イ 消防用設備等設置届出
 - (6) 消防用設備等を変更しない場合
 - ア 消防用設備等点検結果報告(1年以内の総合点検の結果)
 - (7) 防火管理者の選任が必要となる場合
 - ア 防火管理者選任届出
 - イ 消防計画作成届出
 - ウ 自衛消防訓練実施計画(消防署員が訓練に立会うこともあります。)
 - ※上記の添付書類で、添付ができない書類があれば、個別に対応します。

5 施設の検査について

申請に基づき、消防署員が施設の検査を行います。検査には、申請者(代理人含む)の立会いが必要となり、あらかじめ日程の調整が必要です。また、共用部分に設置されている消防用設備等の状況を確認する必要が生じる場合がありますので、事前に所轄消防署(予防担当)の指示を受けてください。

6 防火対象物使用開始の届出について

用途が住宅・長屋と判定された建物以外で、新たに使用を開始するときは、各消防本部(局)の火災予防条例の規定により「防火対象物使用開始届出」が必要です。使用開始の7日前までに必ず所轄消防署に届け出てください。

所轄消防署(予防担当)と事前に相談してください。

7 消防法令の適合が必要な事項について

「届出住宅が消防法令に適合していること」の審査及び検査は、主に次に掲げる事項が対象となります。届出住宅が入居する建物の状況により適用される基準が異なる場合がありますので、詳細は所轄消防署(予防担当)にご相談ください。

(1) 防火管理体制について(消防法第8条)

建物全体の収容人員に応じ、管理権原者は防火管理者を選任し、消防計画の作成

その他防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。

管理権原者が複数となり一定の要件にあてはまる場合は、各管理権原者は協議して統括防火管理者を選任し、全体の消防計画の作成その他防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。

防火管理者は、防火管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格が必要です。

防火管理者を選任したとき、消防計画を作成したときは所轄消防署長へ届出が必要です。届出住宅の入居により、新たに防火管理者の選任が必要となる場合があ

り

ます。

管理権原について、建物所有者や管理組合と協議が必要な場合があります。

(2) 住宅用火災警報器、消防用設備等について(消防法第9条の2、第17条) 建物の規模、用途等に応じて、住宅用防災機器・消防用設備等の設置が必要です。

所轄消防署(予防担当)と事前に相談してください。

(3) じゅうたん・カーテン等の防炎物品の使用について(消防法第8条の3) 令別表第1(5)項イで使用するじゅうたん、カーテン、布製ブラインド等は、 防炎性能を有した防炎物品を使用する必要があります。「防炎」マークが表示され ていることを確認してください。

なお、届出住宅が住宅又は長屋になる場合は、同様に防炎物品を使用するように努めてください。

(4) こんろ、湯沸設備等の火気使用設備・器具について(消防法第9条)

こんろ、湯沸設備等の火気使用設備は、建築物等から離隔距離を保って設置する必要があります。

(例1)対象となる火気使用設備の例

厨房設備、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備、給湯湯沸設備等

(例2) ガスこんろの離隔距離(単位:センチメートル)

建築物等	上方	側方	前方	後方
不燃以外	100	15	15	15
不燃	80	0		0

(例3) I Hこんろの離隔距離(単位:センチメートル)

建築物等	上方	側方	前方	後方
不燃以外	100	2	2	2
不 燃	80	0		0

(5) 消防用設備等の点検について(消防法第17条の3の3)

消防用設備等の設置が義務付けられた建物は、当該設備について定期的な点検 及び点検結果の報告をする必要があります。申請時点において、それらが適切に 行なわれていることを確認してください。

報告の期間は建物の用途により3年または1年ですが、例えば、令別表第1(5) 項イ、(16)項イの施設の報告期間は1年となります。

- (6) 避難経路図の掲出について(各消防本部(局)火災予防条例) 宿泊の用に供する各室内の見やすい箇所に、当該室から避難口及び避難器具設 置場所に至る避難経路図の掲出が必要です。
- (7) 届出住宅の部分及び当該部分からの避難経路に係る部分について、避難上支障が ないか確認してください。
- 8 消防法令上の用途の取扱いが変更されることについての確認

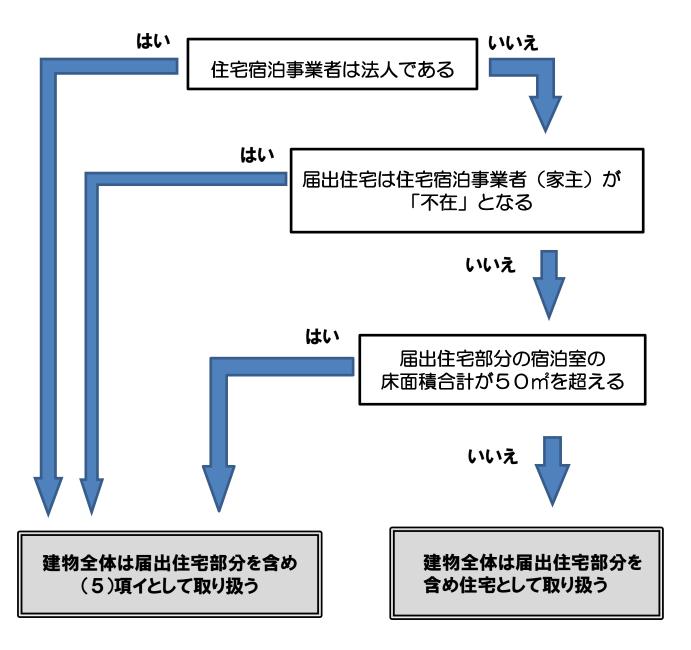
共同住宅、一戸建て住宅、長屋等に届出住宅が入居することにより、当該建物に対する消防法令上の用途の取扱いが変更になる事項について、建物所有者や管理組合等に確認を行なってください。

取扱いが変更になる事項については、事前相談時に所轄消防署(予防担当)に確認 してください。

- ★消防法令上の用途の取扱いが変更になる場合
- ・防火管理体制について(変更となる場合)
- ・ 消防用設備等について(変更となる場合)
- ・ 消防用設備等の点検結果の報告期間が 1 年に 1 回となること。
- ・消火・通報・避難の訓練が必要となること。(所轄消防署へ事前通報が必要です。) (消火・避難の訓練の実施は年2回以上必要です。)
- 防火対象物の点検及び報告が必要となること。(必要となる場合)
- ★消防法令上の用途の取扱いが変更にならない場合
- ・届出住宅の宿泊室には住宅用防災機器を設置してください。※電池の確認と本体の交換期限(10年)を確認してください。
- ・届出住宅で使用される台所には住宅用消火器を設置してください。※使用期限(5年)を確認してください。
- 9 その他(住宅用消火器について)
 - ・消防法施行令第10条による消火器の設置義務のない届出住宅の台所には、住宅用消火器を設置してください。
 - 住宅又は長屋となる届出住宅の台所には住宅用消火器を設置してください。

用途判定フローチャート(一戸建て住宅を利用する場合)

●届出住宅部分の用途を判定しましょう。

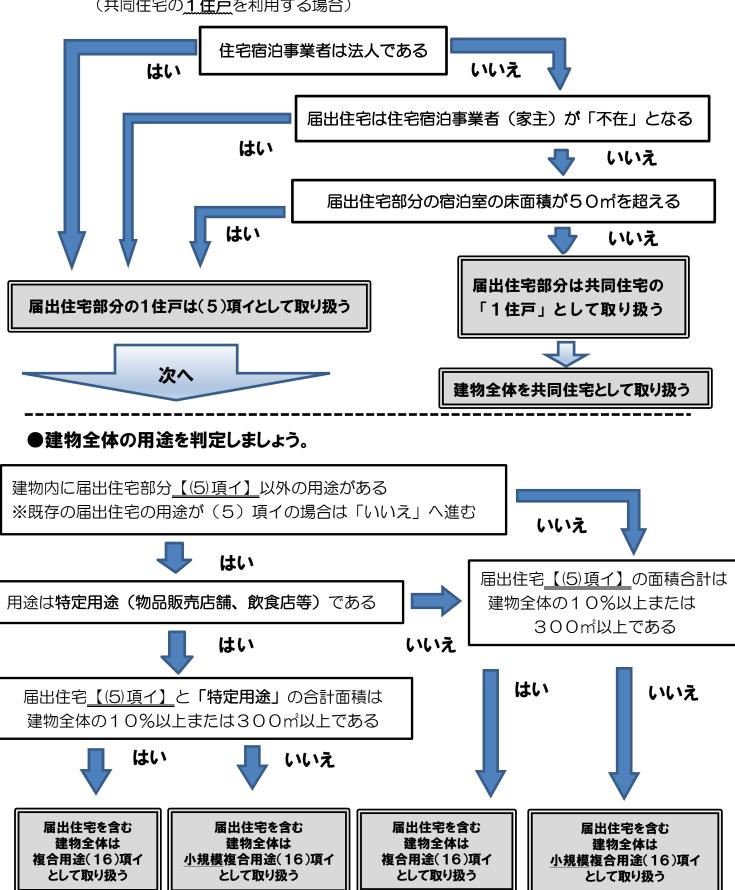


※店舗併用型一戸建て住宅の住宅部分を届出住宅として利用する場合は、取扱いが異なりますので所轄消防署(予防担当)に確認してください。

用途判定フローチャート(共同住宅を利用する場合)

●届出住宅部分の用途を判定しましょう。

(共同住宅の1住戸を利用する場合)

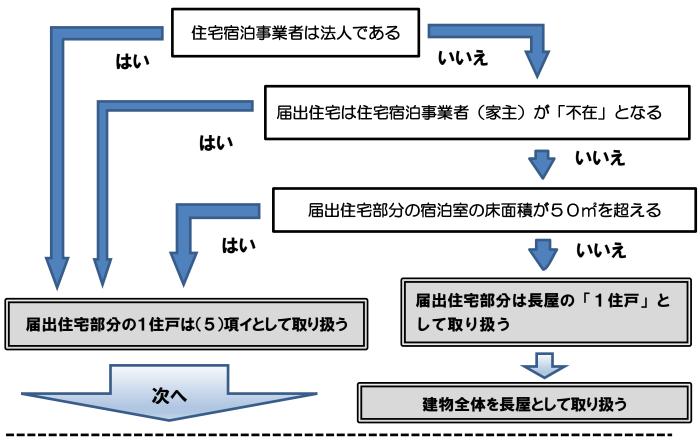


※複数の住戸を届出住宅として申請される場合、別途消防署と協議が必要になる場合があります。

用途判定フローチャート(長屋を利用する場合)

●届出住宅部分の用途を判定しましょう。

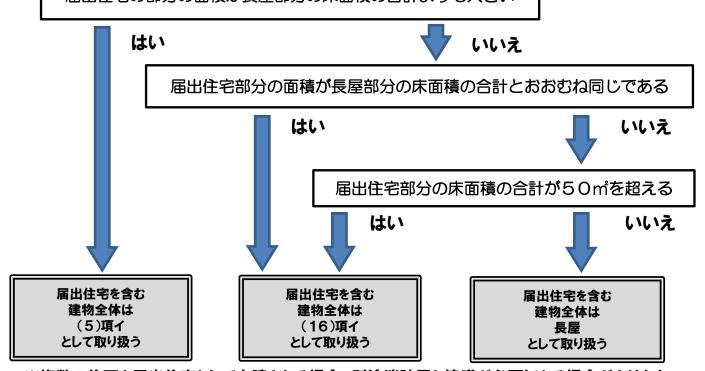
(長屋の1住戸を利用する場合)



●建物全体の用途を判定しましょう。

(建物内に届出住宅部分【(5)項イ】以外の用途がある場合を除きます。ある場合は、別途消防署と協議が必要となります。)

届出住宅の部分の面積が長屋部分の床面積の合計よりも大きい



※複数の住戸を届出住宅として申請される場合、別途消防署と協議が必要になる場合があります。

消防法令適合チェックリスト(一戸建て住宅・長屋用)

消防法令適合通知書交付申請に基づく審査及び検査では、主に次の事項を確認します。スムーズに消防法令適合を確認するために、あらかじめ次の事項について確認してください。

1 必要な住宅用防災機器は適切に設置されている (消防法第9条の2)	確認済
口消防用設備等確認チェックリスト(別紙2-1)で、住宅用防災機器 などの設置・作動状況について確認しました	
2 こんろ(ガス・IH)、湯沸設備など火気使用設備・器具は適切に 設置されている (消防法第9条)	確認済
ロこんろ(ガス・IH)、湯沸設備などの離隔距離は適切です ロこんろ(ガス・IH) 口湯沸設備 口乾燥設備	
口その他(
3 じゅうたん・カーテン等は防炎物品を使用している 口使用している防炎対象物品は防炎物品(防炎マークあり)です	確認済
ロじゅうたん ロカーテン 口布製ブラインド ロその他()	
4 避難経路は適切に管理されている	確認済
ロ届出住宅の見やすい箇所に避難経路の表示をしていることを確認 しました	
口避難経路には避難の障害となる物品等が無いことを確認しました	
5 その他	確認済□□

※ 不良事項等を確認した場合は、すぐに相談してください。

消防法令適合チェックリスト(一戸建て住宅・長屋以外)

消防法令適合通知書交付申請に基づく審査及び検査では、主に次の事項を確認します。スムーズに消防法令適合を確認するために、あらかじめ次の事項について確認してください。

1 防火管理体制は適切である(消防法第8条)	確認済
口建物全体として防火管理者の選任が必要です(建物全体で収容人員	
30人以上の場合、共同住宅の場合は収容人員50人以上) 口防火管理体制確認チェックリスト(別紙1)で、防火管理体制につい	
「一口的火管壁体前睫部デェックラスト(別紙エアで、的火管壁体前に シレ て確認しました(建物の一部に入居する場合)	1
2 必要な住宅用防災機器、消防用設備等は適切に設置されている	確認済
(消防法第9条の2、第17条)	
口消防用設備等確認チェックリスト(別紙2-2)で、消防用設備等の 設置状況について確認しました	
3 じゅうたん・カーテン等は防炎物品を使用している(消防法第8条の3)	確認済
口使用している防炎対象物品は防炎物品(防炎マークあり)です	
□じゅうたん □カーテン □布製ブラインド	
□その他() □との他() □	
- これり (ガス・ドイス)	1)生态心力
口こんろ(ガス・IH)、湯沸設備などの離隔距離は適切です	
□こんろ(ガス・IH) □湯沸設備 □乾燥設備	
口その他(
5 消防用設備等の点検は適切に実施されている(消防法第17条の3の3)	確認済
口消防用設備等の点検は適切に実施し、所轄消防署に報告されている	
口特定用途 過去1年以内に報告が行われている	
□ □非特定用途 過去3年以内に報告が行われている □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
6 避難経路は適切に管理されている(各消防本部(局)火災予防条例)	確認済
口届出住宅の見やすい箇所に避難経路の表示をしていることを確認	
しました	_
口避難経路には避難の障害となる物品等が無いことを確認しました	
7 消防法上の「無窓階」の検討をしました	確認済
口有窓階 口無窓階 口分からない場合は所轄消防署に相談	
8 消防法令上の用途の取扱いが変更されることについて所有者等に確認	確認済
しました	
消防法令上の用途の取扱いが変更される事項	
口消防設備点検の報告が1年に1回(従来は3年に1回)となる場合	i
があること	
口消防用設備等を設置、または変更する場合もあること	
口消火・避難の訓練の実施が年2回以上義務付けられ、事前通報が必	ί
要となること	
口その他	
9 その他	確認済

※ 不良事項等を確認した場合は、すぐに相談してください。

防火管理体制確認チェックリスト

届出住宅が入居する建物は、消防法の規定により、建物全体として収容人員が30人以上となる場合(共同住宅の場合は収容人員50人以上)は、防火管理者を選任し、防火管理体制を構築することが必要です。また、施設部分を独立した防火管理体制とする場合は、各管理権原者が協議して、統括防火管理者を選任する必要があります。

あらかじめ次の事項について確認してください。(建物全体として収容人員が 30 人未満の場合は不要です。共同住宅の場合は、収容人員50人未満は不要です。)

●適用する防火管理体制について ※所有者、管理組合などの現状の管理権原者と協議し、確認して下さい。
□現状の防火管理体制の一部とする。→①へ□現状の防火管理体制とは独立した防火管理体制とする。→②へ
① 現状の防火管理体制の一部とする場合
 施設の管理権原者は(※1)です。 防火管理者は、(※1)が選任する者とします。 →防火管理者は、□講習申込済 □選任届出済 □選任届出予定(資格取得済)
※1は、所有者、管理組合などの現状の管理権原者が該当します。
② 現状の防火管理体制とは独立した防火管理体制とする場合
 ・施設の管理権原者は(※2)です。 ・防火管理者は(※2)が選任します。 →防火管理者は、□講習申込済 □選任届出済 □選任届出予定(資格取得済)
・建物全体にかかる統括防火管理者を(※3)と協議して選任します。
→統括防火管理者は、□講習申込済 □選任届出済 □選任届出予定(資格取得済)
※2は、住宅宿泊事業者が該当します。 ※3は、所有者、管理組合などの現状の管理権原者が該当します。
③ 消防計画を作成(変更)する場合
・防火管理者は、施設の防火管理(消火・通報・避難の訓練の実施、消防用設備等の維持管理、火気使用の取扱いに関する監督、避難通路の維持管理、収容人員の管理など)に係る消防計画を作成(変更)してください。 →消防計画は、□作成(変更)中 □届出済 □届出予定(作成済)

[※] 分からない点があれば、所轄消防署(予防担当)に相談してください。

消防用設備等確認チェックリスト(一戸建て住宅・長屋用)

届出住宅が入居する建物には、住宅用防災機器・住宅用消火器の設置及び維持状況を確認してください。(対象となる項目の詳細については所轄消防署(予防担当)の指示を受けてください。)

消防法第9条の2	確認済
住宅用防災機器	
□連動型	
□非連動型	
※住宅用防災機器は、電池の確認と本体の交換期限(10年)を確認	
してください。	
その他	
住宅用消火器 ※使用期限(5年)を確認してください。	

※ 住宅用防災機器がすでに設置されている場合は、設置及び維持状況が火災予防条例 による基準に適合しているか確認してください。

なお、長屋など届出住宅以外の部分の住宅用防災機器の設置及び維持状況について も、建物全体の安全性の確認のため、他の住戸の住宅用防災機器を確認することがあ ります。

消防用設備等確認チェックリスト(一戸建て住宅・長屋以外)

届出住宅が入居する建物には、消防用設備等・住宅用防災機器の設置及び維持が必要となります。設置及び維持の状況を確認してください。(対象となる項目の詳細については所轄消防署(予防担当)の指示を受けてください。)

必要となる消防用設備等(消防法第17条)	確認済
口消火器	
□屋内消火栓設備	
ロスプリンクラー設備	
口自動火災報知設備	
□誘導灯	
口非常コンセント設備	
□特定小規模施設用自動火災報知設備	
口その他(
消防法第9条の2	
住宅用防災機器 口連動型 口非連動型 ※住宅用防災機器、電池の確認と本体の交換期限(10年)を確認して ください。	
その他 住宅用消火器	

※ 消防用設備等は、建物全体として必要となる場合や階単位又は用途単位で必要となる場合などがあります。

施設部分に必要となる消防用設備等が共用部分に設置されている場合がありますが、 当該消防用設備等についても、審査・検査の対象となります。

共同住宅や寄宿舎において、届出住宅以外の部分の住宅用防災機器の設置及び維持 状況についても、建物全体の安全性の確認のため、他の住戸の住宅用防災機器を確認 することがあります。